

## 日本企業のための米国訴訟に関する考察:米国民事訴訟での文書保存およびリティグーション・ホールド(Litigation Hold)実施の義務

### 要旨

- ・ 米国法では、民事訴訟が合理的に予測される場合、請求や防御に関連する文書を保存する義務が生じます。
- ・ 米国民事訴訟に関与する日本企業は、こうした義務の対象となります。
- ・ 適切に文書を保存しなかったり、「リティグーション・ホールド」(関係従業員に対し、潜在的な訴訟に関連する文書を保存する旨の指示)を実施しなかった企業は、不利益推定、金銭的制裁、請求却下など、米国民事訴訟における制裁措置の対象となることがあります。
- ・ 日本企業へのリスクは、米国制度の要求を理解し、それに従うこと(適切な時期に適切なリティグーション・ホールドを実施すること、新たなイベントを反映し、過剰なコストや業務への支障を防止するために、リティグーション・ホールドを再評価すること、および保存の範囲を注意深く検討することを含む)によって、軽減することができます。
- ・ 日本企業が適切な文書保存方針を採用するには、米国民事訴訟において文書を保存しなかった場合に起こり得る結果と日本において文書を保存した場合の結果の両方を考慮に入れることが必要です。

### 背景

日本と米国の民事訴訟実務の違いにより、日本企業は、米国での提訴前から生じる米国法に基づく広範囲にわたる文書保存義務に驚くことがあります。しかし、知らなかったことは言い訳にならず、保存の義務を順守しない結果、米国訴訟で制裁措置を受けることもあります。

本稿では、訴訟当事者が米国民事訴訟を予測するときに生じる保存義務について概要を述べ、こうした問題を法廷で争った日本企業に関する最近の裁判例を示し、米国民事訴訟に対応するための最善のプラクティスおよびヒントをご紹介します。

### 米国法に基づく文書保存義務はいつから始まるか？

日本企業が米国における民事訴訟の対象となり得る状況であると仮定します。その日本企業はいつ文書保存の手続を実施しなければならないのでしょうか？実施しなかった場合、どうなるのでしょうか？

こうした疑問は、非常に重大な結果をもたらします。連邦民事訴訟規則第37条(e)に、「訴訟が予測または実施される際に保存されるべきだった電子保存情報が、当事者が保存のために合理的な措置を講じなかったために失われた場合」の証拠の毀棄(破棄)についての制裁措置規定があります。かかる制裁措置は金銭的制裁に限られる

ものではありません。これには、裁判所に、破棄された証拠がそれを破棄した当事者の請求を弱めたであろうという「不利益推定」をするよう陪審員に指示してもらう相手方当事者の権利も含まれるものであり、それは陪審員に大きな先入観を与えることがあり、事実上訴訟の帰趨を決してしまうことさえあります。

文書保存義務は、当事者の一方が両当事者間の訴訟を「合理的に予測」できたであろうときから始まります。<sup>1</sup> ただし、本義務は、「単に訴訟に至る可能性があるだけの場合」にはまだ生じません。<sup>2</sup> 「単なる訴訟の可能性」と「合理的な訴訟の予測」の区別は簡単ではありません。ある連邦裁判所判事は、「当事者がいつ訴訟を予測したかの判断は必然的に事実の特化した問題になり、当事者がいつ訴訟を予測したかを正確に定義するのは難しい」と述べています。<sup>3</sup> 以下の幾つかの事件はこの機微の一端を例示しており、概して、当事者に関連文書を確実に保存するための積極的な取り組みを行うよう助言しています。

- ・ *Sekisui Am. Corp. v. Hart* 事件において、*Sekisui*は、2010年10月、*Hart*という従業員を解雇し、同時に契約違反など様々な違法行為について損害賠償請求の意図があることを通知しました。しかし、2012年1月になってようやく*Sekisui*はリティゲーション・ホールドを発令しました。損害賠償請求の意図を通知してからリティゲーション・ホールドを発するまでの間に、*Sekisui*は*Hart*のメールフォルダを削除しました。*Hart*は、*Sekisui*が2010年10月には訴訟を合理的に予測していたはずだと主張しました。リテINSイゲーション・ホールドは、*Sekisui*が2012年5月に訴状を提出する数か月前には発せられていましたが、裁判所は*Hart*に同意しました。証拠毀棄に関する他の関連要素（関連性、損害、非難に値する主観）を分析した後、*Shira Scheindlin*連邦地方裁判所判事は、証拠毀棄に対する*Sekisui*への制裁措置として、（1）法律問題として、保存義務が生じた後で*Sekisui*が関連証拠を保存しなかったことを陪審員に示し、（2）陪審員が、紛失した証拠が*Hart*に有利だったであろうと推定することを許す旨の、不利益推定に関する陪審員への指示を出しました。*Hart*は、その申立て提起の際に負担した弁護士費用を受け取ることも認められました。
- ・ *Apple Inc. v. Samsung Elecs. Co. Ltd.* 事件において、*Samsung*は、2011年4月に*Apple*が訴状を提出したときにリティゲーション・ホールド通知を実施しました。しかしそれ以前の2010年8月、*Apple*の経営幹部は*Samsung*の経営幹部に会っており、*Samsung*が*Apple*の特許を侵害していることを説明するプレゼンテーションを行っていました<sup>4</sup> *Pawl Grewal*連邦治安判事は、*Samsung*の保存義務がその月の後半から始まるため、2010年8月から2011年4月までの*Samsung*による証拠の破壊は証拠毀棄になると判断しました。<sup>5</sup> *Grewal*判事は、この過失は紛失した証拠が*Apple*に有利であったと陪審員が推定することができるという指示を陪審員に出す正当な理由になると判断したのです。<sup>6</sup> 決定を見直す権利を有する事実審裁判官は、制裁措置を支持しつつ、陪審員への指示を変更して、*Samsung*は文書保存義務を順守していなかったものであり、「判決に至る際にこの事実が重要であるかどうか」を陪審員が検討できるという内容にしました。<sup>7</sup>

1 *Zubulake v. UBS Warburg LLC*, 220 F.R.D. 212, 216-18 (S.D.N.Y. 2003) .

2 *Lekkas v. Mitsubishi Motors Corp.*, No. 97 C 6070, 2002 WL 31163722, at \*3 (N.D.Ill. Sept. 26, 2002) .

3 *Shilan v. Shoppers Food Warehouse Corp.*, No. BPG-13-954, 2014 WL 1320102, at \*5 (D. Md. Mar. 31, 2014) (quoting *Samsung Elecs. Co., Ltd. v. Rambus, Inc.*, 439 F. Supp. 2d 524, 542 (E.D. Va. 2006), vacated on other grounds, 523 F.3d 1374 (Fed. Cir. 2008)).

4 *Apple Inc. v. Samsung Elecs. Co. Ltd.*, 881 F. Supp. 2d 1132, 1142 n.59 (N.D. Cal. 2012).

5 *Id.* at 1145.

6 *Id.* at 1150-51.

7 *Apple Inc. v. Samsung Elecs. Co.*, 888 F. Supp. 2d 976, 995 (N.D. Cal. 2012).

## どのようなデータおよび文書を保存すべきか？

当事者は、保存義務に服する可能性があるかと判断したら、「当該訴訟に関連するか、証拠能力を認められる証拠の開示につながるかが合理的に予測されるか、ディスカバリ中に合理的に請求される見込みがあるか、または係争中のディスカバリ請求の対象となる、と知っているか合理的に知るべきである」データを保存しなければなりません。<sup>8</sup> 本質的に、この問題は、「誰のデータか?」、「どのようなデータか?」ということに帰着します。

## 誰のデータを保存すべきか？

連邦民事規則第26条は、「開示可能な情報を保有している見込みのある」如何なる者からのディスカバリも認めています。企業において、開示可能な情報を保有している見込みがある「キープレーヤー」を特定することで、関連文書の意図せぬ削除が防止されます。それゆえに、カウンセラーは、関連情報を保有している見込みがある個人を特定するために、合理的な調査を行わなければなりません。<sup>9</sup> これは、必ずしも、カウンセラーがこのようなソースのすべてを見つけなければならないとか、新たなソースが後に発見された場合に努力不足の証拠になる、というわけではありません。しかし、カウンセラーおよび会社は、関連情報のソースがどこにあるかを認識するために合理的な措置を講じ、それらの取り組みについて記録しておかなければなりません。<sup>10</sup>

## どのような種類のデータを保存すべきか？

従来、電子データを保存する取り組みは、個人のハードドライブや共有フォルダに存在する電子メールや電子文書に注力していました。しかし、近年、証拠の範囲は広がってきました。当事者らは、伝統的なソースとは異なる新たなソースからの関連証拠について検討・保存しないという理由で、証拠毀棄の追及を受ける事態に直面しています。関連文書ソースの問題は必然的に個々の会社ごとに固有のものですが、従来から存在するデータソースとともに、ソーシャルメディア、モバイル機器に保存されているデータ、取引記録、データベース、クラウドデータ、個人ファイル、テキストメッセージ、ボイスメールなどの従来典型的ではなかったデータソースについて検討する必要があります。例えば、In re Pradaxa (Dabigatran Etextilate) Prod. Liab. Litig. 事件において、裁判所は、「テキストメッセージは好ましい通信手段になっている」として、テキストメッセージの提出を命じました。<sup>11</sup> 裁判所は、これらのテキストメッセージの削除は制裁措置につながるであろうと判断しました。<sup>12</sup>

8 KRBL Ltd. v. Overseas Food Distrib., LLC, No. CV 16-2431 PA (GJSx), 2016 WL 3748660, at \*4, (C.D. Cal. 2016) (Citing William T. Thompson Co. v. Gen Nutrition Cor., Inc., 593 F. Supp. 1443, 1455 (C.D. Cal. 1984).

9 Zubulake v. UBS Warburg LLC, 220 F.R.D. 212, 218 (S.D.N.Y. 2003).

10 Zubulake v. UBS Warburg LLC, 229 F.R.D. 422, 432 (S.D.N.Y. 2004) (emphasis omitted).

11 In re Pradaxa (Dabigatran Etextilate) Prod. Liab. Litig., 3:12-md-02385-DRH-SCW, 2013 WL 6486921, at \*16-18 (S.D. Ill. Dec. 9, 2013).

12 Id. at \*18-20.

## リティグーション・ホールドの実施

関連文書の保存を確実なものとするために、米国民事訴訟を合理的に予測する企業は、「リティグーション・ホールド」を実施すべきです。米国訴訟に備えて文書を保存する当事者の義務は、たとえリティグーション・ホールドの範囲および手続が潜在的に関連する証拠の破棄を防止するのに十分なものであっても、単にそのホールドを発するだけでは、必ずしも果たされるとは限りません。リティグーション・ホールドは、潜在的に関連する証拠の破棄を防止するために維持・執行されなければならないものでもあるのです。従って、リティグーション・ホールドは、その目的を実際に達成するために十分な方法で配信され、適用されなければなりません。

## ホールドの実行:通知および配信

リティグーション・ホールド通知の内容や配信には形式的な要件がない一方で、ある裁判所は、「提訴と同時に関連文書を保存するよう特定の従業員に口頭で求めることは、…ほとんど無謀と言ってもいい程、非常にリスクである」と述べています<sup>13</sup>。正式かつ包括的な書面によるリティグーション・ホールド通知によって、ホールドの範囲についての紛争を防止することができ、証拠毀棄が生じた場合でも、裁判所は、制裁が正当化されるかを決定する際に、適切なリティグーション・ホールドが発せられたという事実を考慮すると思われまます。

例えば、In re Hitachi Television Optical Block Casesにおいて、裁判所は、従業員の一人が予定された彼のデポジション(証言録取)の直前に関連する電子ファイルを削除したにもかかわらず、Hitachiに対する金銭的制裁を認めませんでした。<sup>14</sup> その理由は、「Hitachiがリティグーション・ホールドを行っており、その問題となった個人が本訴訟が提起された直後に文書保存の指示を受けたことを認めた」ためです。<sup>15</sup>

リティグーション・ホールドは書面で行うべきであり、以下のことを明確にすべきです。(1)保存すべきファイルの種類および範囲、(2)ホールドを順守しない場合の結果、(3)電子データを保存するためのあらゆる技術的手段を含め、通知を順守するために講じるべき適切な措置。<sup>16</sup> さらに、ホールド通知は、すべての特定される関係従業員およびそれらの従業員や問題となる請求に関連するデータを変更もしくは破棄する能力を有するあらゆる者に配信すべきです。これには企業のIT部門が含まれます。さらに、理想的には、社内および社外のカウンセルの両方が通知の作成および配信対応に関与すべきです。

<sup>13</sup> Scentsy, Inc. v. B.R.Chase, L.L.C., No. 1:11-cv-00249-BLW, 2012 WL 4523112, at \*8 (D. Idaho Oct. 2, 2012).

<sup>14</sup> In re Hitachi Television Optical Block Cases, Civil No. 08cv1746 DMS (NLS), 2011 WL 3563781, at \*15 (C.D. Cal. 2011).

<sup>15</sup> Id.

<sup>16</sup> See generally The Sedona Conference WG1, The Sedona Conference Commentary on Legal Holds: The Trigger & The Process, 11, Sedona Conf. J., 265, 282-86 (2010).

## ホールドの維持

十分なリティグーション・ホールドを有効に発する企業でさえ、継続的な認識、適用および執行を確保しないことで違反に該当することがあります。当事者は、キーとなる個人およびIT部門が引き続きホールドを順守することを確実にしなければなりません。例えば、Apple v. Samsung事件において、Grewal連邦治安判事は、(1)メールサーバーの自動削除機能を停止しなかったこと、および(2)リティグーション・ホールドの指示が守られていることを従業員に確認しなかったことにより、Samsungがその保存義務を「意識的に無視」と判断しました。治安判事は、こうした不履行が多数のメールの不適切な破棄につながったと判断し、Koh地方裁判所判事は、これに同意しました。<sup>17</sup> 同様に、In re Actos (Pioglitazone) Pro. Liab. Litig.事件では、企業内で、配信されたリティグーション・ホールドに対する無視がまん延したことが証拠毀棄の認定につながりました。<sup>18</sup>

## 米国の規制が日本法や実務に抵触する場合にはどうするか？

米国法の下で、日本企業は、単に外国企業というだけの理由で証拠保存義務を免れることはありません。<sup>19</sup> 証拠毀棄の追及から適切に身を守るために、米国民事訴訟に関与しているか、または関与することもあり得ると合理的に予測されるべき日本企業は、米国制度における文書保存およびディスカバリに関する規制を理解しなければなりません。

しかし、それは問題の一面にすぎません。米国訴訟のためのデータ保存は、日本の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を含め、日本の実務、データ保護規制およびプライバシー法と矛盾するかもしれません。たとえ外国企業が、米国法を順守する結果、その設立国や主たる事業所を有する国の法に違反することになってしまう場合であっても、米国の裁判所は、米国の法的要件を順守することについて、外国企業を必ずしも免除するわけではありません。このような状況では、米国民事訴訟においても、その企業の本拠となる法域においても、外国企業に損害をもたらすことを回避するために注意深くかじ取りしなければならない複雑な法的問題が発生します。このような義務の相反のリスクが存在する場合には、日本企業においては、まずは、豊富な知識を持つ日本および米国のカウンセルに相談することが重要です。

<sup>17</sup> Apple Inc. v. Samsung Elecs. Co. Ltd., 881 F. Supp. 2d at 1151; Apple Inc. v. Samsung Elecs. Co., 888 F. Supp. 2d at 992.

<sup>18</sup> In re Actos (Pioglitazone) Pro. Liab. Litig., MDL No. 6:11-md-2299, 2014 WL 2921653, at \*31-33 (W.D. La. June 23, 2014).

<sup>19</sup> Lunkenheimer Co. v. Tyco Flow Control Pacific Party Ltd., No. 1:11-cv-824, 2015 WL 631045, at \*6 (S.D. Ohio Feb. 12, 2015).

より詳しい情報については、関係部門を担当する以下の弁護士までご連絡下さい。

## 商事訴訟

Donald Hawthorne  
dhawthorne@axinn.com  
+1 212 261 5665

John Tanski  
jtanski@axinn.com  
+1 860 275 8175

## 知的財産

Jason Murata  
jmurata@axinn.com  
+1 415 490 1487

## 独占禁止法

Rachel Adcox  
radcox@axinn.com  
+1 202 721 5406